

2020年版

ポリシーブック

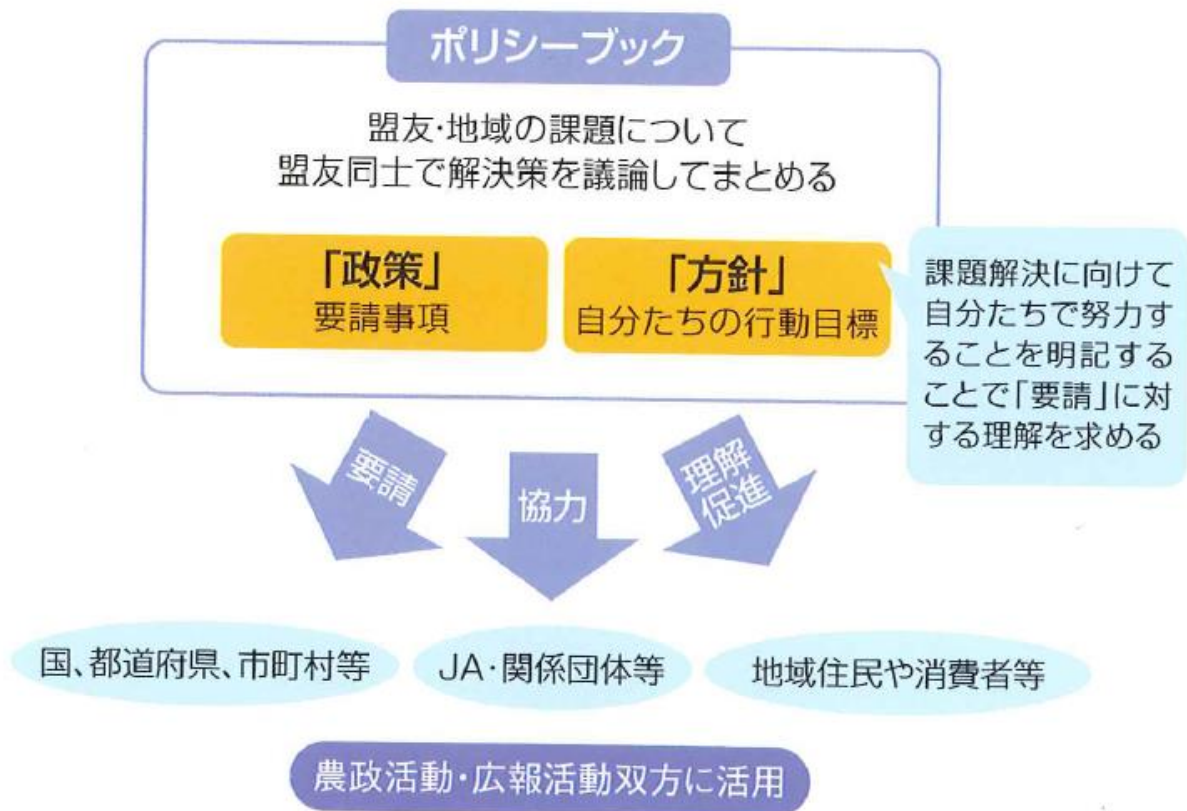
「20年後の目指すべき農業の姿」
～持続可能な力強い農業の実現に向けて～



神奈川県農協青壮年部協議会

ポリシーブックとは？

- ポリシーブックを一言で表すと「青年部の政策集」。
- 盟友一人ひとりが営農や地域活動をしていく上で抱えている課題や疑問点について、盟友同士で解決策を検討してとりまとめたもの。
- 政策として要請するだけでなく、まず自分たちで解決に向けて努力し、取り組むことを明記している。
- 「自分たちの行動目標」と「積み上げによる政策要望」の両方を備えたもの。



目次

1. 農業政策・税制の実現について	1
2. 農業理解の促進について	2
3. 食農教育について	3
4. 農業経営の確立について	4
5. 部員の加入促進、組織活動の活性化について	6

【1. 農業政策・税制の実現について】

1. 現状・課題

- ・ 本県農業においては、固定資産税等の過重な負担や高額な相続税が農業経営の継続や農地保全の大きな障害となっている。こうしたなか、平成27年4月に成立した都市農業振興基本法に基づき、平成28年5月、国の都市農業振興基本計画が閣議決定され、都市農業の多様な機能が農業政策・都市政策の両面から高く評価され、農地は、「都市にあるべきもの」と明記し、位置づけが大きく転換した。

また、平成29年には、生産緑地法が改正されるとともに、平成30年9月には都市農地の貸借円滑化に関する法律が施行され、都市農地の保全に向け大きな前進となった。これはかながわ農業の発展を図るため、早急な周知・活用をする必要がある。

- ・ 国際貿易交渉に関しては、国民への十分な説明が無いままTPP11や日EU・EPAが続けて発効され、過去最大の自由化に突入するなか、日米二国間貿易交渉も正式に署名され、令和2年1月1日に発効される。これらの国際貿易交渉の進行は、生産背景の異なる輸入農畜産物との競合など、農業・農村・地域経済社会に大きな影響を与えるとともに、価格第一での競争が行われた場合、食料安全保障が脅かされ、食料自給率の低下も懸念される。

2. 個人・青壮年部として取り組むこと

- ・ 農業振興のために整備されている法制度等の情報を共有・理解し、積極的に活用する。
- ・ 研修会等を通じ、税や各種制度に対する知識の習得に努める。また、盟友同士及びJAとの情報交換を密に行い、団結して農業を継続していくとともに、生産・販売・経営にかかるスキルを向上させる。
- ・ 国際貿易交渉について研修会等で最新の情報や正しい知識を習得する。
- ・ 安全・安心な農畜産物を安定供給するとともに、他団体と連携したPR活動等を通じて消費者に対し、地域の農畜産物についての理解促進をはかる。

3. 行政等へ要請すること

＜国へ要請すること＞

- ・ 都市農業振興基本計画に記載された都市農業振興に係る施策の周知・活用の促進を行うこと。
- ・ 国際貿易交渉に係る国内対策について、現場の農家の意見を積極的に取り入れ、息の長い、再生産が可能となるよう十分な施策と万全な予算を確保すること。

＜県へ要請すること＞

- ・ 市町村に対し、都市農業振興に係る地方計画を策定するよう積極的に働きかけること。
- ・ 市に対し、生産緑地の面積要件を緩和するための条例の制定をするよう働きかけること。

【2. 農業理解の促進について】

1. 現状・課題

- ・ 肥料・農薬散布や農機を使った作業時に近隣住民から苦情（音、臭気、ほこり等）が寄せられることがある。
- ・ 災害発生時における防災協力農地（防災井戸、延焼防止等）など、農地の多面的機能の発揮は県民から強く求められており、その機能を地域で発揮するための支援が必要である。
- ・ 市民農園の利用が増えているが、その管理不足等により、雑草や病害虫の発生等近隣の畑や作物へ与える影響も見逃せないものとなっている。地域住民の農業への関心が高まっている一方で、農業への理解が不十分な現状がある。
- ・ 不法投棄や農作物の盗難といった人為的被害があり、対応に苦慮している。

2. 個人・青壮年部として取り組むこと

- ・ 地域住民（小・中学生や保護者等）を巻き込んだ食農教育、農業体験等の実施や荒廃地対策（観光花農園・ひまわり畑等）により、コミュニケーションの活発化及び農業理解の一層の促進をはかる。
- ・ 事前に近隣に作業（農薬散布、機械使用等）する旨を伝えることや、作業する時間や天候（風向き）など地域の状況に配慮した農作業を行う。また、近隣住民とのコミュニケーションを通じ農業に対する理解を促す。
- ・ 災害時に防災協力農地として、地域のために積極的に活用する体制を整える。
- ・ 農業の多面的機能を、地域にかかる様々なイベントやSNSを通して地域住民に伝える。
- ・ 利用者や管理者とコミュニケーションをとり、市民農園等の農地を適切に使ってもらえるよう働きかける。
- ・ 田畑への不法投棄や農作物の盗難といった、人為的被害を減らすための柵や張り紙等の注意喚起に加え、防犯カメラ等による自己防衛を行う。

3. 行政等へ要請すること

<国、県へ要請すること>

- ・ 農業理解運動（地域住民とのコミュニケーション等）や田畑への人為的被害減少に向けた活動資金の助成措置の充実をはかること。
- ・ 環境保全や防災機能等、農業の持つ多面的機能の発揮について一般消費者への周知をすすめる、農業理解促進をはかること。
- ・ 災害時における防災協力農地の県内全域への拡大をはかるとともに、市町村に対して防災協力農地のルールを明確に整備すること。

<JAへ要請すること>

- ・ 市民農園の適正な管理・利用について、チラシ、資材等を使い利用者へ情報提供を行うこと。

【3. 食農教育について】

1. 現状・課題

- ・ 地元小学生等を対象にしたバケツ稲栽培等指導や学校給食への食材提供、農作業体験や牛の乳搾り体験などの食農教育活動に加え、フラワーアレンジメントや花の植栽体験等の花育活動を各組織の盟友が各地域で行っている。今後も「食」と「農」の大切さをより一層広める必要がある。
- ・ 近年では取り組みの継続により、子どもたちだけではなく、学生、親世代、祖父母世代にも新たに「農」に触れたいという消費者が増えてきており、今後もこれまでの取り組みに加え、幅広い年齢層に向けてさらなる取り組みを行っていく必要がある。

2. 個人・青壮年部として取り組むこと

- ・ 継続的に食農教育事業（バケツ稲栽培指導、芋掘り体験、プランター野菜作り指導、学校給食への食材提供、搾乳体験、料理教室等）や花育活動を実施していく。
- ・ 子どもたちだけでなく大人も含めた幅広い消費者に対して、JAと連携し、直売所やイベント開催等を通じて「農」に触れ合える場所や機会を積極的・継続的に提供していく。
- ・ 自らが「食農教育を指導する立場」であることを認識し、食の大切さや食文化の素晴らしさを伝える活動を積極的に展開する。

3. 行政等へ要請すること

<国、県へ要請すること>

- ・ 農業に対する理解をより深めるために、小・中学校で生徒、保護者に食農教育及び農業を定着化させるような授業計画の策定や、それが実現できる予算措置を行うこと。

<県へ要請すること>

- ・ 市町村に対し、県内の公共施設（学校、病院等）での地元農畜産物の利用拡大を働きかけること。

<JAへ要請すること>

- ・ 食農教育がより効果的に行えるような企画や資材を開発すること。
- ・ 青壮年部員が、地域とより密接に係われるような窓口としての役割を強化すること。
- ・ 職員にも積極的に農作業といった食農教育活動への参加を促す。
- ・ 料理教室・体験農場等の開催を通じ、青壮年部員と消費者が触れ合う機会を作り、地産地消をすすめること。

【4. 農業経営の確立について】

1. 現状・課題

- ・ 生産、流通、物流等に関わる各コストの増加に対し、販売価格への転嫁が困難である。また、大型量販店や輸入農畜産物等の増加、自然災害や鳥獣被害の発生により、農畜産物価格が不安定であるため、健全な農業経営に影響を与えている。
- ・ 農業機械化のための資金調達が課題となっている。融資、補助金制度があるにも関わらず有効に活用できていない。また、各条件により経営にあった融資・補助金制度が少ない。
- ・ 収穫・調整作業や施設での出荷作業などにかかる人員が不足しており、募集をかけても人が集まりにくい。農業における労働力不足は今後ますます深刻な課題になるばかりか、地域農業の維持や農地の保全が危惧される。
- ・ J A直売所の品質基準が徹底されていないケースがあり、J A直売所全体の農産物の品質低下や、価格競争による価格の低下が進むことが懸念される。
- ・ 中山間地から都市部まで深刻化する有害鳥獣¹の被害が数多く報告され、後継者の営農継続意欲の低下などが懸念される。
- ・ 畜産業において、過去には口蹄疫、現在でも鳥インフルエンザや豚コレラが発生し、畜産農家に深刻な影響を与えている。また、昆虫を媒体にバラ科植物に感染するプラムポックスウイルス（PPV）による被害も報告されるなど、伝染病に対しての対応が必要である。

2. 個人・青壮年部として取り組むこと

- ・ 農畜産物の品質向上を常に意識し、研鑽に努める。
- ・ 経費削減や経営意識向上、販路拡大（受委託販売、インターネット、農商工連携等を利用）に向けた研修会等を実施する。
- ・ 農業所得向上に向け、関係機関・団体と連携して販路拡大や6次産業化に取り組む。
- ・ 労働力確保に向けて、J Aの農作業受委託事業やボランティア等を積極的に活用する。
- ・ J Aグループとの意見交換を通じて、盟友の現状や意見を伝えて課題の共有をはかる。
- ・ 研修会等を通じて融資・補助金制度に関する知識を習得するとともに制度を有効活用する。
- ・ これまでの自然災害による被害状況や気象についての知識を深め、燃料の備蓄確認やハウスの施設強化、ハザードマップの確認など自然災害に対する備えをする。また、自然災害が起きた場合、自らが所有している農地や機材などを地域のために積極的に活用し、復旧・復興に向けて貢献する。
- ・ 防護柵等の設置による自己防衛・技術の強化、及び勉強会への積極的な参加を通じた、わな猟免許等取得により有害鳥獣に対する知識向上をはかる。
- ・ 伝染病が発生したら発生源や被害状況などの情報を把握し、その伝染病に適した防疫対策（衣服や履物、車両の消毒等）を講じる。

¹ シカ、イノシシ、サル、カラス、ハクビシン、タヌキ、アライグマ、タイワンリス等

3. 行政等へ要請すること

<国、県へ要請すること>

- ・ 飼料価格等の低コスト実現に向け、実態に即した流通の見直しを行うこと。
- ・ 自然災害発生時に、より迅速に柔軟な復興支援を行うこと。また、災害に伴い補助金制度を新たに策定した場合は、県や市に情報提供し、被災者に速やかに伝わるようにすること。
- ・ より有効かつ幅広い分野に使える融資・補助金制度の拡充をはかること。
- ・ 労働力不足の解消及び雇用創出の観点から研修生受入や、「農業」で雇用が生み出せる制度及び雇用に係る経費助成等の仕組みを強化・周知すること。
- ・ サル・シカ・イノシシの特定鳥獣管理計画に基づき、被害根絶に向けて市町村の取り組みに対する支援・指導を強化すること。
- ・ 有害鳥獣において、行政による防除システムの研究及び駆除の強化、殺処分やトラップに対する規制緩和をはかること。また、周辺住民への周知もはかる。
- ・ 伝染病発生時には被害状況を調査・発信し、迅速にその伝染病に適した対応策を講じること。

<JAへ要請すること>

- ・ 低コスト実現に向け、流通や価格の同業界内での比較等により徹底的な見直しを行うこと。
- ・ 自然災害発生時には、JAと行政が一体となり迅速に被害調査を行い、同時に関係機関と連携し、素早い復旧・復興に向けた要請活動を行う。
- ・ JA直売所に出荷する際の明確なルール（品質等）を整理し、チェックの徹底を行うこと。
- ・ 農畜産物の品質及び栽培技術向上に向けた営農担当者の体制強化をはかること。
- ・ 学校給食への食材提供、企業等（スーパー、飲食店等）への地元農畜産物の利用拡大に関してマッチングする際の窓口としての役割を強化すること。
- ・ 様々な品種・品目についての研修会を開催すること。
- ・ 農業所得向上のための、より有効かつ幅広い分野に使える融資・補助金制度の拡張を図ること。
- ・ 有害鳥獣に対する講習会を実施し、知識向上を図る。
- ・ 伝染病発生時には行政と連携し被害状況を調査・発信するとともに、迅速にその伝染病に適した対応策を講じること。

【5. 部員の加入促進、組織活動の活性化について】

1. 現状・課題

- ・ 後継者不足により部員数の減少があるなかで組織の弱体化が懸念されており、組織拡充に向けた新たな取り組みが課題となっている。

2. 個人・青壮年部として取り組むこと

- ・ より多くの部員が楽しめる組織活動を行っていくとともに、新規就農者や女性農業者、未加入地区を含めた加入の呼びかけを行う。
- ・ 行政やJAと連携し、青壮年部の組織活動をPRする。
- ・ 農業高校等と連携し、将来の農業者を育成する場を設ける。
- ・ 将来的な組織の活性化を図るため、盟友間での交流の場を企画・提案する。
- ・ 新規就農者・地域住民等に対し、盟友が積極的に交流をはかる。

3. JAへ要請すること

- ・ 各青壮年組織が農業後継者への青壮年部加入の呼びかけを行うに際し、JAが一体となって協力すること。
- ・ 各青壮年組織へ、新規就農者の情報提供を適時・適切に行うこと。
- ・ 新規就農者に対する支援の強化、及び青壮年部活動への助成措置の拡充をはかること。
- ・ 青壮年部組織活動に積極的に協力すること。